

**新社会党労働運動委員会第25回全国総会  
ユニオン党員協議会第12回総会**

コロナ禍に便乗する解雇・雇止め阻止  
一時帰休で賃金を払わない  
労働をさせて賃金を払わない  
仕事が無くなったからと解雇・雇止め

産別・ユニオン  
大企業でも一時帰休  
中小労働者は賃金を払わない、解雇  
踏みつけられた労働者の反撃の  
条件を見つける

日時：11月22日(日) 10時30分～17時00分  
ユニオン党員協議会 9時30分～10時30分(3階B室)

場所：神田神保町区民館 3階A室  
東京都千代田区神田神保町2-40(特定非営利活動法人労働相談室名で届け出)

参加費：1,500円(弁当代含む)

WEB方式・ZOOM形式で全国から参加できます

●催者がホスト局となり、リモート回線で出席者にURLを送り、総会に招待する形式です

# 労働運動委員会ニュース

No.273 2020年9月14日

発行責任者 宮川 敏一  
東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階  
TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963  
E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp



## 現職復帰にこだわり闘い続ける吉良さん 支援の輪を広げようと呼びかけた

9月12日、神保町区民館で「高裁に提訴して現職復帰するまで闘い続ける！」をテーマに、ユニテッドで解雇争議を闘い続ける吉良紀子さんに

話しを聞く学習交流会(主催は新社会党労働運動委員会)が開かれた。参加者は28人。吉良さんたち原告は、東京地裁の不当判決に高裁に控訴した。第3回の控訴

審10月19日を前に、毎月1回(最終土曜日)成田空港第1ターミナルで、現職復帰のアピール行動を続けていることを紹介された。冒頭は、解雇争議の経過を映像で流され、争議の基礎知識を学んだ。職場状況について、私たちは保安要員であることを第一に基本にしている。クルーは多国籍だがアイルランド(島)出身者も多く、少ない食べ物も分け合うフレンドリー、仲良くフライトしていた。ユニテッドは黒字を続けている。それでも吸収合併で、コストダウンと搾取を続けている。



10年、ユニテッド航空は合併計画を発表。100%小会社のコンチネンタルを設立。その時、米国籍米国内採用・米国籍所属(グアムベース乗務員)、日本国籍日本採用・全労所属(成田ベース乗務員)。その半年後にホールディングスになり、連結子会社になる。賃金等は以前と変わらず、会社と米国籍組で労働協約が結ば

れ、全労は蚊帳の外に置かれた。成田ベースがグアムベースに据え置かれて行き、成田ベースは半数が自宅待機に追い込まれた。悪魔のロードが始まった。

16年に成田ベース閉鎖、そして解雇。「仕事奪つて余剰」「労働協約締結でUAで働けるのは米国籍組員のみ」など理不尽な理由。悔しさを踏み越え、現職復帰を闘う思いを系統的に話していただいた。①職場環境②人間関係③立ち上がった思い④今後の思い等々、希望した項目を丁寧に話していただいた。参加したみんなが、踏みこたえられ、頑張ってきたことに支援の思いを強くし、闘いに学ぶことができた。今後の予定。①9月26日、成田第1ターミナルアピール行動②10月19日控訴審第3回裁判③10月23日銀座パレード。現職復帰までガンバローと誓い閉会した。

# 不当解雇から30年 文京区民センター 国鉄闘争から引き継ぐもの Ⅱ 討論集会

9月9日、文京区民センターで、「不当解雇されて30年・国鉄闘争から引き継ぐもの」をテーマに討論集会が開かれた。主催者挨拶は関口広行さん（国労高

崎地本委員長）「財務省の公文書改ざんで赤木俊夫さんが犠牲になった。赤木俊



夫さんかつて国労組合員だった。分割民営化で辞めた経歴の持ち主。赤木俊夫さんは2度の苦汁を飲まされた。戦争の道を許さず頑張りましょう」。

報告者は3人、始めは二瓶久勝さん（元国鉄闘争に勝利する共闘会議議長）「

当時、オリジン電気労組の書記長だった。千人程度の組織で議長は荷が重かった。総評が社会党が無くなる状況できつかった。それでも、やるしかなく、『4党合意』などあり、課題の克服と運動の団結を死に物狂い頑張り、一定の解決に辿りついた。国鉄闘争の教訓を現在の労働運動に伝えたい」。二番手は金澤壽さん（元全労協議長）「出口の見えないコロナ、突然の安倍辞任など情勢の変化はめまぐ

るしい。しかし、私たちは情勢の変化に翻弄されず、トヨタの賃金体系改悪など資本の手に乗るような組合の動きもある。労使協調を進めてきたは連合。国鉄闘争総評の視点を明確にする。長期に闘い、全国の津々浦々、地域との共闘が力にな

## 郵政20条裁判 最高裁小法廷で弁論 訴訟は東西二つ 統一判断が示されるか

最高裁判所第1小法廷は、9月10日、日本郵便で働く有期契約社員が、同じ業務の正社員との労働条件の格差是正を求めている労働契

った」。最後の報告者は倉林誠さん（国労高崎地本書記長）「あらためて補強5項目、四党合意を総括の基点にしたい。四党合意をバラ色にして闘争団を惑わした。高崎地本は「国労は誰の為の組合か、国労の役割を追求した」などの報告があった。



約法20条裁判で弁論を開いた。訴訟は東日本と西日本の二つ。高裁判決の内容が異なるため、統一した判断が示される見通しだ。判決は10月15日に言い渡される。

で90日取得できるが、有期契約社員は無給で10日。会社側は、正社員が定年まで会社に貢献するための「長期雇用のインセンティブ」（有為人材論）であり、不合理な格差ではないと主張。

こうした論理に対し佐々木弁護士は、10年以上勤務する有期契約社員は多数存在し、郵便や配送を担う主要な戦力である事実を全く踏まえていないと反論した。

最高裁で上告が受理され、弁論の対象になった請求項目は①年末年始勤務手当②扶養手当③夏期・冬期休暇④有給の病気休暇⑤祝日給（年始割増）の5点。東西の高裁判決で不合理とされた住居手当の不支給は、会社側の上告が不受理となったため、原審判断が確定。東日本訴訟の弁論では、佐々木弁護士が病気休暇について論じた。正社員の場合、勤務1年目から有給

に日数が必要な新型コロナウイルス感染症を例に挙げ、有期契約社員が感染すれば、生活は瞬く間に苦境に陥るが、無期契約社員（正社員）には有給の制度があり、賃金が減らされることはないという指摘。「同じ郵便業務を支える仕事をしているのに、ここまで格差があることを、労働契約が有期か無期かで説明できるのか」と述べ、不合理さを訴えた。